

18文科生第531号  
雇児発第0314003号  
平成19年3月14日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市市長 殿  
各指定都市教育委員会教育長  
各中核市市長  
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 「放課後子どもプラン」の推進について

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算（案）に計上しております。

つきましては、別紙のとおり「放課後子どもプラン」の基本的な考え方を定めたので、平成19年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・域内市町村、市町村教育委員会に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

(別 紙)

## 「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

### 1. 目 的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という。）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）（以下「放課後子どもプラン」という。）を推進する。

### 2. 定 義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」（後述）と同計画に基づく「放課後対策事業」を総称する概念である。この放課後対策事業は、市町村が実施する「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」で構成される。

### 3. 実施主体

「放課後子どもプラン」の事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

### 4. 事業経費

- (1) 国において、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」（仮称）として、補助金交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）に交付する。
- (2) 都道府県においては、(1) に準じて一つの補助金交付要綱を作成し、市町村（指定都市及び中核市を除く。）からの申請の受付、補助金の交付等を教育委員会が一括して事務処理を行うことが望ましい。

### 5. 事業計画の策定

#### (1) 事業計画の策定

各市町村においては、域内の全小学校区において「放課後子どもプラン」の実施を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後子どもプラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

#### ① 市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

#### ② 小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成21年度までの放課後対策事業の実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

## (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村（都道府県）行動計画との関係

市町村（都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成21年度までの市町村（都道府県）行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒して実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられる。この場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成21年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

## 6. 都道府県等の体制及び役割等

都道府県等においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県等に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、社会教育関係者（PTAや青少年関係団体等の代表）、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- (2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。
- (3) 都道府県等においては、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の放課後対策事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催する。
- (4) 都道府県等においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、都道府県等の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (5) 都道府県等の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

## 7. 市町村の体制及び役割等

市町村においては、事業計画を策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小

学校の校長又は教頭等の代表)、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。

- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、市町村の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

## 8. 市町村における放課後対策事業の実施（教育委員会と福祉部局との連携等）

### (1) 小学校内における実施等

① 「放課後子どもプラン」は小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を考慮するものとする。

また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な運用を図られたい。

② なお、現に公民館や児童館など小学校外で放課後対策事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合に引き続き当該施設で実施することや、余裕教室が無い等の理由により、新たに小学校外で実施することも差し支えないものとする。

③ 子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、学校関係者と放課後対策事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めるものとする。

### (2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後対策事業の円滑な実施を図るための調整を行うものとする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うものとする。

### (3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「放課後児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、放課後対策事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

### (4) 「放課後児童クラブ」の対象児童に対する配慮

「放課後子どもプラン」を実施するに当たって、「放課後児童クラブ」の対象児童

に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする。

＜サービスの内容（案）＞

- ・適切な指導員の配置
- ・専用のスペースの確保
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施 等

18文科生第532号  
雇児発第0314004号  
平成19年3月14日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市市長 殿  
各指定都市教育委員会教育長  
各中核市市長  
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について

子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算案に計上しているところです。

「放課後子どもプラン」は、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（すべての子どもを対象として、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等を行う取組。以下「放課後子ども教室」という。）と、厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施するものです。

また、先般とりまとめられた、教育再生会議第一次報告においても、教育再生実現のため「社会総がかり」での全国的な参画が必要であるとの観点から、「放課後子どもプラン」の全国展開が提言されています。（別紙参照）

貴職におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、平成19年度からの同プランの円滑な実施が図られるよう、下記の点についてご配慮いただくとともに、管内・域内の市町村、市町村教育委員会及び公立小学校長に対してご周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 教育委員会と福祉部局の連携について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、「放課後子どもプラン」の推進について」（平成19年3月14日付18文科生第531号・雇児発第0314003号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき、教育委員会と福祉部局とが緊密に連携を図られたい。

また、子どもが参加しやすい多様な活動機会の提供、事業の指導者やボランティアの確保及び養成、社会教育・子育て支援団体等関係団体との連携などについて両事業間で十分な調整を図り、効果的・効率的な実施に努められたい。

### 2 学校との連携・協力について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに対応できるよう、学校関係者と事業管理者等との間で迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むように十分な連携・協力を図られたい。

なお、学校諸施設を使用する際にも、両事業は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、事業の管理運営は、実施主体である市町村等が責任をもって行うこととなるので留意されたい。

また、障害児や虐待、いじめを受けた子どもなど、特に配慮を必要とする子どもの利用に当たっては、当該子どもの状況等を学校関係者と事業管理者等との間で相互に把握し合い、関係機関とも連携するなど適切に対応されたい。

### 3 余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進について

余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用については、既に「「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について」（平成18年2月10日文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いをしているが、「放課後子どもプラン」は、小学校内での実施を基本としていることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業の実施が図られるよう、以下についてより一層留意されたい。

#### (1) 学校諸施設の弾力的な運用

「放課後子どもプラン」の実施に際しては、子どもの多様な活動等に有効な施設（図書室、視聴覚室のほか、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等を含む。）について、その弾力的な運用を図られたい。

また、「放課後子どもプラン」に参加する子どもがおおむね当該学校の子どもであることを考慮し、余裕教室が生じている場合には、既存施設の有効活用の観点からも、積極的に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用されたい。

さらに、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の使用についても、子どものニーズを十分考慮し、柔軟に対応されたい。

#### (2) 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続について

国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、所管大臣の承認を経る財産処分手続が必要であるが、公立学校施設の財産処分手続においては、一定の要件を満たせば文部科学大臣への報告だけで手続きが済むよう簡素な取扱いとしているところであるので留意されたい。

なお、「放課後子どもプラン」実施に際して国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合でも、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により学校施設の転用を伴わない場合は、財産処分手続は不要である。



(案)

※※文科生第※※号  
雇児発第※※※※号  
平成19年※月※日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 放課後子どもプラン推進事業の実施について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

## 放課後子どもプラン推進事業実施要綱

### 1 目 的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

### 2 事業の内容

この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。

#### (1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）

- I 放課後子ども教室推進事業
- II 放課後子ども教室備品整備事業
- III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

#### (2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり）

- I 放課後児童健全育成事業
- II 放課後児童子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）
- III 放課後児童クラブ支援事業
- IV 放課後児童指導員等資質向上事業

### 3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1及び2に定めるところによるものとする。

## 別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱

### I 放課後子ども教室推進事業

#### 1 趣 旨

全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）等とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

#### 3 対象とする子どもの範囲

本事業の子どもの範囲は地域の子ども全般を対象としているものであり、幼児、児童生徒の一部のみを対象とするものではないが、主な対象は小学生である。

#### 4 運 営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

##### (1) 放課後子ども教室の実施

- ① 本事業の実施に当たっては、子どもたちの安全管理を図る者（以下「安全管理員」という。）、を配置することとし、その選任に当たっては、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。
- ② 本事業の実施に当たっては、学ぶ意欲がある子どもたちに対して、学習機会を提供する取組の充実を図る者（以下「学習アドバイザー」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。  
具体的には、教職を目指す大学生や退職教員、社会教育団体関係者、民間教育事業関係者等、地域で活躍している様々な分野の方々が考えられる。
- ③ 本事業は、基本的に、小学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施すること。  
なお、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設、児童館等、安全・安心して多様な活動が可能な場所で実施できるものとする。
- ④ 本事業は、概ね年間を通じて、放課後や週末、長期休業日に継続的に実施することとするが、地域の実情や活動内容及び従来の活動実績を踏まえ、実施主体が判断するものとする。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、より多くの地域の方々の参画（無償ボランティアを含む。）を得て実施することにより、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに

努めるものとする。

- ⑥ 本事業の子どもの参加人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとする。

ただし、居住の別や国公立の学校種別等の制限を設けることなく、地域の実情に応じて、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。

- ⑦ 本事業の実施に当たっては、障害を有する子どもたちに対しても、放課後や週末等における活動の場として活用されることが望ましいことから、障害を有する子どもたちが本事業に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うために、人的体制の確保等の適切な措置を必要に応じて講じること。
- ⑧ 本事業を円滑に実施をする観点から、都道府県、指定都市及び中核市が実施する安全管理員、学習アドバイザー等を対象とした研修への積極的な参加に努めること。

## (2) 運営委員会の設置

- ① 市町村は（指定都市、中核市を除く。）は、域内の放課後子ども教室推進事業及び児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の運営方法等を検討する運営委員会を設置すること。
- ② 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等について検討すること。
- ③ 運営委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々を、各地域の実情に応じて適宜選定すること。
- ④ 運営委員会の開催については、年間を通じて時期の偏りがないよう定期的開催することに努めること。

## (3) コーディネーターの配置

- ① 市町村は、各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、学校関係者、放課後子ども教室・放課後児童クラブ関係者、地域の団体、保護者等と良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。

具体的には、生涯学習インストラクターや民生委員・児童委員等地域に根ざした活動をされている方などが想定される。

- ② コーディネーターは、本事業と放課後児童クラブとの連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行うこと。

## (4) 共通事項

- ① 市町村は、基本的に教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）が主導

して、福祉部局との連携を図り、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施に当たるものとする。

- ② 市町村は、総合的な放課後対策事業を推進する観点から、放課後児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの放課後子ども教室推進事業への参加促進に努めること。

## 5 事業の内容

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに、様々な体験・交流・学習活動の機会を提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

## 6 留意事項

本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

## 7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。

- ① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する事業又は委託して実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
- ② 指定都市、中核市及び都道府県が直接実施する事業又は委託して実施する事業

- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

- ① 放課後子ども教室運営費

- ・ 安全管理員、学習アドバイザーの配置人数については、国の予算積算を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数を配置すること。
- ・ 安全管理員、学習アドバイザーの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。  
ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、安全管理員720円、学習アドバイザー1,080円までを上限として積算するものとする。  
なお、特別な催し物を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額に依らなくても差し支えない。
- ・ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算すること。

ただし、おやつ等の飲食物代や、子どもたちの実費相当の保険料・材料費代は除く。

- ・ 4 (1) ④に基づき、放課後子ども教室の開設日数について、最低実施日数の考え方はとらないものとする。

② 運営委員会経費

- ・ 運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

③ コーディネーター経費

- ・ コーディネーターの配置人数については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体（小学校区数の多寡等）の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。
- ・ コーディネーターの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円までを上限として積算すること。

## II 放課後子ども教室備品整備事業

### 1 趣 旨

放課後子ども教室を実施する場合において、余裕教室等の施設を放課後子ども教室用のスペースに整備するため、必要な備品を設置し、放課後子ども教室運営の円滑かつ速やかな実施を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

### 3 事業の対象

Iに基づく放課後子ども教室推進事業を新たに実施するための施設に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入）を行う事業。

### 4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (2) 改修を伴う設備の整備は、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 本事業は、1放課後子ども教室につき1回限りとする。

### 5 費 用

- (1) 国は上記2～4の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。
  - ① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市、中核市及び都道府県が実施する事業
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下に基づき事業費を計上すること。
  - ① 具体的な備品については、以下のようなものが考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて、放課後子ども教室を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算すること。
  - ② 1放課後子ども教室あたりの単価については、国の予算積算を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、計上して差し支えない。

#### 【開設備品の例】

カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料用）、ノートパソコン、プリンター、テレビ、エアコン（取付費含む）、折りたたみ座卓、事務用机・椅子、冷蔵庫、スポーツ用具（ボールかご等） など

### Ⅲ 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

#### 1 趣 旨

都道府県、指定都市及び中核市において、域内の放課後子ども教室推進事業及び児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置を行うとともに、域内で実施される放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

#### 3 運 営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

##### (1) 推進委員会の設置

- ① 都道府県等は、域内の総合的な放課後対策事業の在り方を検討する推進委員会を設置する。
- ② 推進委員会では、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等を検討すること。  
また、指定都市、中核市が設置する推進委員会においては、事業計画の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画等についても検討すること。
- ③ 推進委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等を、各地域の実情に応じて適宜選定すること。
- ④ 推進委員会の開催については、年間をとおして時期の偏りがないよう定期的に開催することに努めること。

##### (2) コーディネーター研修の実施

都道府県等は、域内の市町村が各小学校区毎に配置するコーディネーターに対して、放課後対策事業の現状や放課後子どもプラン関係施策の概要、ボランティア等の地域の協力者の人材確保策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図るための研修を実施すること。

##### (3) 安全管理員等研修の実施

都道府県等は、域内の市町村が実施する放課後対策事業に関わる安全管理員や学



習アドバイザー等に対して、安全管理方策、子どもとの接し方、活動プログラムの企画・実施方策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図る研修を実施すること。

#### 4 留意事項

放課後児童健全育成事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

#### 5 費用

- (1) 国は上記2～4の要件を満たした都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して補助するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

##### ① 推進委員会経費

推進委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

##### ② コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費

コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費については、講義謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

## 別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱

### I 放課後児童健全育成事業

#### 1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。

#### 3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。

#### 4 運 営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。
- (3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）

また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。

- (4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。

なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切ら

れた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

- (5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。（ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。）
- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。  
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

## 5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成

- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

## 6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

## 7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ②政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

## II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

### 1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

### 3 対象事業

#### （1）放課後児童クラブ設置促進事業

Iに基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

#### （2）放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

#### （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

### 4 対象事業の制限

（1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

（2）既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。

（3）3の（1）及び（2）の事業については、1施設につき1回限りとすること。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。

また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。

（4）3の（3）の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。

また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。

### 5 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（1）市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

（2）政令指定都市及び中核市が実施する事業

### Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

#### 1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

#### 3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

##### (1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業の実施のため放課後児童クラブへ派遣する。

##### ① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

##### ② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

##### ③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

##### ④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

##### (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

##### ① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

##### ② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

##### ③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

4 留意事項

(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1の放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。

(2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

5 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業

## IV 放課後児童指導員等資質向上事業

### 1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

### 3 研修対象者

- (1) Iに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

### 4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施。

### 5 留意事項

放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

### 6 費 用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。



(案)

※※文科生第※※号  
厚生労働省発雇児第※※号  
平成19年※月※日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

#### 放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

## 別 紙

### 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

#### (通 則)

- 1 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等（平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業）については、併せて、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この補助金は、以下の（1）～（7）の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、（1）～（3）については文部科学大臣が、（4）～（7）については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

##### (1) 放課後子ども教室推進事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅠに基づき市町村（特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

##### (2) 放課後子ども教室備品整備事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

##### (3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施に

ついて」の別添1のⅢに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 放課後児童健全育成事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅠに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(6) 放課後児童クラブ支援事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅢに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(7) 放課後児童指導員等資質向上事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅣに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費及び放課後児童指導員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実

支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (3) 市町村分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童健全育成事業費等について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

### (交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

#### (1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「担当大臣」という。）の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「令」第14条第1項第2号の規定により、担当大臣が別に定める期間を経過するまでは、担当大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 担当大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

#### (2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳

簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

#### (交付の決定)

8 担当大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

9 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

取下げをしようとするときは、担当大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を提出しなければならない。

#### (変更申請手続)

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 担当大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する事業  
都道府県知事は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。
- (2) 指定都市・中核市が行う事業  
指定都市及び中核市の市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の場合において、実績報告書の提出期限について担当大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

- 13 担当大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の返還)

- 14 担当大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により4、7、10及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ担当大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

この要綱は平成19年 月 日から施行する。

別 表

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後子ども教室推進事業等	放課後子ども教室推進事業費等	1 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）費 (1) 放課後子ども教室運営費 (2) 運営委員会経費 (3) コーディネーター経費  市町村が地域の实情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室の運営に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	1 / 3
		2 放課後子ども教室備品整備事業費  市町村が教室の開設に必要なとする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費(施設整備費に該当するものは除く。)	
	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費	3 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費 (1) 推進委員会経費 (2) コーディネーター研修経費 (3) 安全管理員等研修経費  都道府県・指定都市・中核市が地域の实情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ（年間平均児童数10～19人）当たり年額 990,000円×か所数 ② 1クラブ（年間平均児童数20～35人）当たり年額 1,612,000円×か所数 ③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人）当たり年額 2,408,000円×か所数 ④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上）当たり年額 3,204,000円×か所数 ⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの250日を超える日数 ⑥ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数 ⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数 (2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1クラブ（年間平均児童数20人以上）当たり年額	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。)	

業 等		<p>1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額 296,000円×か所数</p>	
		<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円</p>	放課後子ども環境整備事業に必要な経費
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数</p> <p>(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円</p> <p>(3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円</p>	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費
	放課後児童指導員等資質向上事業費	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費</p> <p>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円</p>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費



番 号  
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
殿

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長



平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円  
    ( 放課後子ども教室推進事業等 金 円 )  
    ( 放課後児童健全育成事業等 金 円 )
- 2 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額総括表 (別表 1)
- 3 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額内訳表 (別表 2)
- 4 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金事業計画書 (別表 3)
- 5 添付書類  
    当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金調書

(都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国			地方公共団体							備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫補助金 相当額	支出済額	
	円			円	円		円	円	円	円
文部科学省所管 一般会計 (項) (目)地域教育力活性化事業費補助金 放課後子ども教室推進事業等										
厚生労働省所管 年金特別会計児童手当勘定 (項)児童育成事業費 (目)児童育成事業費補助金 放課後児童健全育成事業等										

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。  
 2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

別表1

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	要国庫補助額	備 考
放課後子ども教室推進事業費等	千円	千円	
放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費			
放課後子ども教室推進事業等 計(1)			
放課後児童健全育成事業費等			
放課後児童指導員等資質向上事業費			
放課後児童健全育成事業等 計(2)			
合 計 ( ( 1 ) + ( 2 ) )			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額内訳表

1. 放課後子ども教室推進事業等（略）

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 ((⑤×1/3)⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 差引額 ③ (①-②)=③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 ((⑤×1/3)⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 差引額 ③ (①-②)=③				
	円	円	円	円	円	円	

・放課後児童健全育成事業費等

指定都市・中核市名	区 分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 ((⑤×1/3)⑥	備考
		支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 差引額 ③ (①-②)=③				
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	(1) 1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 か所 ②児童数20～35人 か所 ③児童数36～70人 か所 ④児童数71人～ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 か所 ⑦障害児受入 か所 (2) 1クラブの開設日数 200～249日 ①児童数20人～ か所 ②長時間開設 か所	
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	(1) 放課後子ども環境整備事業 か所 (2) 放課後子ども環境改善事業 か所 (3) 障害児受入促進事業 か所	
	放課後児童クラブ等支援事業費	円	円	円	円	円	(1) ボランティア派遣事業 事業 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 有・無 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策 有・無	
	計	円	円	円	円	円		



別表3

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金事業計画書

1. 放課後子ども教室推進事業等（略）

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業

研 修 等 内 容	備 考

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

研 修 等 内 容	備 考

②放課後児童健全育成事業費

a 事業計画書(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	障害児受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人 ( )	人 ( )	人 ( )				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人 ( )	人 ( )	人 ( )				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人 ( )	人 ( )	人 ( )				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人 ( )	人 ( )	人 ( )	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

b 事業計画書(児童数20~35人・開設日数250日以上 of 放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日名を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。



c 事業計画書(児童数36～70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	1～3年	4～6年	計	障害児 受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		( )	( )	( )				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		( )	( )	( )				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
						( )	( )	( )				

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

d 事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時 ~ 時 ( 時間 ) 長期休業日等 時 ~ 時 ( 時間 )		人	人	人				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 ( 時間 ) 長期休業日等 時 ~ 時 ( 時間 )		( )	( )	( )				年 月 日
		日	日	時 ~ 時 ( 時間 ) 長期休業日等 時 ~ 時 ( 時間 )		人	人	人				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人 ( )	人 ( )	人 ( )	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

e 事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
		日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	
合計	クラブ				人	人	人	か所
					( )	( )	( )	

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市名	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計		1~3年	4~6年	計	障害児 受入
	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( )	( ) [ ]		人 ( )	人 ( )	人 ( )	か所

(注1)「実施か所数」欄の( )内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、[ ]内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。

(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。

(注3)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

③ 放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所  公 私	か所  公 私	か所  公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品内容 ⑤
合計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③と④は、市の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

④放課後児童クラブ等支援事業費

a ボランティア派遣事業

実施市名	クラブ名	活動内容	放課後子ども教室推進事業との連携
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
合計	クラブ	1. 伝承遊び等事業 事業 2. 自然等体験事業 事業 3. 巡回派遣事業 事業 4. 長期休暇派遣事業 事業	

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。



b 放課後子どもプラン実施支援事業

実施市町村名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること

c 放課後児童等の衛生・安全対策事業

実施市名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の 区分	備考
	合計	クラブ	人	

(3)市町村分

①放課後児童健全育成事業費

a 事業計画書(児童数10~19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		( )	( )	( )				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		( )	( )	( )				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		( )	( )	( )				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		( )	( )	( )				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。  
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。  
(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。  
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。  
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。  
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

b 事業計画書(児童数20~35人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間 (長期休業日等時時間)	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (長期休業日等時時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時時間)		( )	( )	( )				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時時間)		( )	( )	( )				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 (長期休業日等時時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時時間)		( )	( )	( )				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時時間)		( )	( )	( )				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。  
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。  
(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。  
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。  
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。  
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c. 事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等時 時間)		人	人	人				年月日
小計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。  
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。  
(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。  
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。  
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。  
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。  
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。



e 事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		( )	( )	( )	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		( )	( )	( )	
小計	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		( )	( )	( )	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		( )	( )	( )	
小計	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		( )	( )	( )	
合計 (市町村)	クラブ				人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等 時～時 時間)		( )	( )	( )	

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市町村数	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計		1~3年	4~6年	計	障害児 受入
	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( )	( ) [ ]		人 ( )	人 ( )	人 ( )	か所

(注1)「実施か所数」欄の( )内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、[ ]内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。

(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。

(注3)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

②放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。



b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品内容 ⑤
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	/
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	/
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	/

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
合 計 (市 町 村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注) 1. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

③放課後児童クラブ等支援事業費

a ボランティア派遣事業

市 町 村 名	ク ラ ブ 名	活 動 内 容	放 課 後 子 ども 教 室 推 進 事 業 と の 連 携
〇〇市	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
△△市	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	
合 計 ( 市 町 村 )	クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	事業 事業 事業 事業

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

b放課後子どもプラン実施支援事業費

市町村名	事業内容	研修等
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること

c 放課後児童等の衛生・安全対策事業

市 町 村 名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	対 象 人 数	公 設 民 営 ・ 民 設 民 営 の 区 分	備 考
〇〇市				
小 計	クラブ	人		
△△市				
小 計	クラブ	人		
□□町				
小 計	クラブ	人		
◇◇村				
小 計	クラブ	人		
合計(市 町 村)	クラブ	人		

番 号  
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
殿

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長

印

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金報告額 金 円  
〔 放課後子ども教室推進事業等 金 円 〕  
〔 放課後児童健全育成事業等 金 円 〕
- 2 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金収支精算額総括表（別表1）
- 3 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金収支精算額内訳表（別表2）
- 4 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金事業実施状況（別表3）
- 5 添付書類  
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

## 別表1

## 平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金収支精算額総括表

区 分	要国庫補助額①	交付決定額②	受入額③	差引過△不足額 (③－①)④	備 考
	千円	千円	千円	千円	
放 課 後 子 ども 教 室 推 進 事 業 費 等					
放 課 後 子 ども 教 室 指 導 者 研 修 ・ 推 進 委 員 会 事 業 費					
放課後子ども教室推進事業等 計(1)					
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費 等					
放 課 後 児 童 指 導 員 等 資 質 向 上 事 業 費					
放課後児童健全育成事業等 計(2)					
合 計 ( ( 1 ) + ( 2 ) )					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

1. 放課後子ども教室推進事業等（略）

2. 放課後児童健全育成事業等

(1)都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ③と④を比較して 少ない方の額⑤	要国庫補助額 ⑤(⑤×1/3) ⑥	備考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②)=③				
	円	円	円	円	円	円	

(2)指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ③と④を比較して 少ない方の額⑤	要国庫補助額 ⑤(⑤×1/3) ⑥	備考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②)=③				
	円	円	円	円	円	円	

・放課後児童健全育成事業費等

指定都市・中核市名	区 分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ③と④を比較して 少ない方の額⑤	要国庫補助額 ⑤(⑤×1/3) ⑥	備考
		実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (①-②)=③				
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 か所 ②児童数20～35人 か所 ③児童数36～70人 か所 ④児童数71人～ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 か所 ⑦障害児受入 か所 (2)1クラブの開設日数 200～249日 ①児童数20人～ か所 ②長時間開設 か所	
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	(1)放課後子ども環境整備事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)障害児受入促進事業 か所	
	放課後児童クラブ等支援事業費	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン実施支援等事業 有・無 (3)放課後児童等の衛生・安全対策 有・無	
	合 計	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後子ども環境整備事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 放課後子どもプラン実施支援等事業 円 放課後児童等の衛生・安全対策 円	



(3)市町村分  
・放課後児童健全育成事業費等

市町村名	区分	対象経費			基準額 ④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額) ⑧	要国庫補助額 (⑧×1/2) ⑨	備考
		実支出額 ①	寄付金その他の額 ②	差引額(①-②)=③							
〇〇市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~70人 か所 ④児童数71人~ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 か所 ⑦障害児受入 か所 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所 (1)放課後子ども環境整備事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)障害児受入促進事業 か所 (1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン実施支援等事業 有・無 (3)放課後児童等の衛生・安全対策 有・無
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	放課後児童クラブ等支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~70人 か所 ④児童数71人~ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 か所 ⑦障害児受入 か所 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所 (1)放課後子ども環境整備事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)障害児受入促進事業 か所 (1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン実施支援等事業 有・無 (3)放課後児童等の衛生・安全対策 有・無
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	放課後児童クラブ等支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村合計 (〇市△町□村)											要国庫補助額⑨の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後子ども環境整備事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 放課後子どもプラン実施支援等事業 円 放課後児童等の衛生・安全対策 円

別表3

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金事業実施状況

1. 放課後子ども教室推進事業等（略）

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業

研 修 等 内 容	備 考

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

研 修 等 内 容	備 考

②放課後児童健全育成事業費

a 事業計画書(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	障害児受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		( )	( )	( )				年月日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		( )	( )	( )				年月日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
						( )	( )	( )				

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

b 事業計画書(児童数20~35人・開設日数250日以上 of 放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
		日	日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				年月日
合計	クラブ	日	日		か所	人	人	人	か所	か所	か所	

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日名を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

c 事業計画書(児童数36～70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設	1～3年	4～6年	計	障害児 受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		( )	( )	( )				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		( )	( )	( )				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/
						( )	( )	( )				

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

d 事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況				児童数				分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数加算対象日数 (a)-250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	障害児受入			
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
		日	日	時～時 (時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人				年 月 日
合計	クラブ	日	日	/	か所	人	人	人	か所	か所	か所	/

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に○印を付すること。

(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すること。

(注3)障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であつても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)、及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。

(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。

(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。